

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則
【総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課】 3

◇ 告 示

- 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部動物愛護センター】 4
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】 5

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 11

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立男女共同参画センターのホールの使用の許可の申請について、使用しようとする日の12月前から受け付けることにしました。

この規則は、令和4年8月1日から施行することにしました。

北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第27号

北九州市立男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市立男女共同参画センター条例施行規則（平成7年北九州市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第4条本文中「6月」を「12月」に、「受付ける」を「受け付ける」に改める。

付 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

北九州市告示第 2 3 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益社団法人北九州市 獣医師会	北九州市八幡東区東田 一丁目 3 番 6 号	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 235 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 39 年北九州市規則第 49 号）第 40 条第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 4 年 4 月 26 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設 の 名 称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
北九州市立総合体育館 北九州市立若松体育館 八幡東体育館 北九州市立折尾スポーツセンター 北九州市立鞆ヶ谷競技場 高炉台球場 都島球場 北九州市立若松武道場 北九州市立城山体育館 北九州市立城山庭球場 北九州市立城山球場 城山緑地アーチェリー場	公益財団法人北九州市スポーツ協会 会長 高田寿一郎	北九州市八幡東区八王寺町 4 番 1 号	令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

北九州市立新門司 庭球場 北九州市立新門司 運動場 北九州市立新門司 球技場	特定非営利活動 法人北九州フッ トボールクラブ 理事長 萩井 徹	北九州市門司区新 門司北二丁目 6 番 2 号
北九州市民球場 三萩野球場	北九州野球株式 会社 代表取締 役社長 田中亮 一郎	北九州市小倉北区 三萩野二丁目 1 0 番 1 号
桃園球場 桃園運動場 桃園庭球場 北九州市立大谷球 場 北九州市立桃園市 民プール	スピナ・シンコー スポーツ共同事 業体 共同事業 体代表者株式会 社スピナ 代表 取締役 野寄武 秀	北九州市八幡東区 平野二丁目 1 1 番 1 号
的場池体育館 的場池球場 ひびきコスモス運 動場 北九州市立若松庭 球場 北九州市立若松球 場 北九州市立若松球 技場 曾根臨海運動場	株式会社スピナ 代表取締役 野 寄武秀	北九州市八幡東区 平野二丁目 1 1 番 1 号

文化記念プール 文化記念公園管理棟 文化記念運動場 文化記念庭球場	九州林産株式会社 代表取締役社長 中島 豊	福岡市南区野間三丁目7番20号
北九州市立新門司体育館 北九州市立門司体育館 北九州市立小倉北体育館 北九州市立小倉南体育館 門司球場 北九州市立門司青少年体育館 大里柔剣道場 北九州市立門司弓道場 北九州市立小倉南庭球場 北九州市立新門司温水プール 大里プール 和布刈塩水プール 紫川河畔庭球場 紫川河畔プール 城野体育館	北九州スポーツネットワーク共同事業体 共同事業体代表者 コナミスポーツ株式会社 代表取締役 室田健志	東京都品川区東品川四丁目10番1号

本城陸上競技場 本城運動場 本城球場	スポーツパーク パートナーズ本 城共同事業体 共同事業体代表 者 日本体育施 設株式会社 九 州営業所 所長 神倉正法	福岡市南区大池一 丁目 2 3 番 1 5 号
北九州市立浅生ス ポーツセンター	戸畑スポーツコ ミュニティ共同 事業体 共同事 業体代表者 株 式会社オリエ ンタルコンサル タンス北九州事 務所 所長 重中 一人	北九州市小倉北区 砂津二丁目 1 1 番 2 3 号
北九州スタジアム	株式会社ウイン ドシップ北九州 代表取締役 竹中休義	北九州市小倉北区 米町二丁目 2 番 1 号
北九州市立門司庭 球場 田野浦庭球場	門司庭球協会 会長 柊山幸志 郎	北九州市門司区清 見一丁目 1 7 番 1 2 - 1 0 4 号
北九州市立門司弓 道場	大里弓道場会運 営委員会 会長 西原邦男	北九州市門司区大 里東一丁目 4 番 8 号

北九州市立門司青少年体育館	門司青少年体育館運営委員会 委員長 吉永高敏	北九州市門司区東門司一丁目1番24号
大里柔剣道場	大里柔剣道場運営委員会 委員長 中島慎一	北九州市門司区不老町一丁目1番4号
勝山弓道場	勝山弓道場運営委員会 会長 杉原義勝	北九州市小倉北区域内4番
北九州市立小倉北柔剣道場	小倉北柔剣道場運営委員会 会長 倉本賢一	北九州市小倉北区田町14番19号
三萩野体育館	特定非営利活動法人 北九州市レクリエーション協会 会長 柏木康彦	北九州市小倉北区三萩野三丁目3番1号
三萩野庭球場	三萩野庭球場運営委員会 会長 玉木昭和	北九州市小倉北区三萩野三丁目3番2号
北九州市立曾根体育館	曾根体育館運営委員会 会長 岩木憲治	北九州市小倉南区下曾根四丁目22番2号
北九州市立小倉南武道場	小倉南武道場運営委員会 会長 園田和則	北九州市小倉南区徳力二丁目10番1号
吉田太陽の丘庭球場	太陽の丘公園管理運営委員会 会長 齊藤 博	北九州市小倉南区中吉田二丁目10番

北九州市立若松武道場	若松武道場弓道場管理委員会 会長 吉竹康年	北九州市若松区古前一丁目1番2号
北九州市立八幡東柔剣道場	八幡東柔剣道場運営委員会 会長 日名子公	北九州市八幡東区尾倉二丁目8番34号
北九州市立香月スポーツセンター 香月中央庭球場 香月中央運動場	特定非営利活動法人香月・千代スポーツクラブ 会長 陣内祥充	北九州市八幡西区香月西四丁目1番1号
北九州市立八幡西柔剣道場	八幡西柔剣道場運営委員会 会長 岡田 滋	北九州市八幡西区則松七丁目16番45号
北九州市立黒崎体育館	黒崎体育館運営委員会 会長 平山緑祐	北九州市八幡西区藤田四丁目1番1号
的場池弓道場	的場池弓道場運営委員会 会長 村田 章	北九州市八幡西区的場町1番2号

北九州市公告第260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和4年4月26日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市若松区向洋町9番1、9番6から9番8まで、10番1、10番2、10番44、10番48、10番50、10番65から10番77まで、10番79、10番81から10番85まで、10番93から10番110まで及び10番112から10番117まで	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 日本製鉄株式会社 代表取締役 橋本英二